

福岡県地域興しマイスターあっせん制度の概要

1 目的

地域活性化に関する様々な分野において専門的・実践的な知識を持ち、指導・助言活動を行うことのできる人材を「地域興しマイスター」とし、地域活性化を進めるグループ等に対しあっせんすることにより、地域の主体的な取組を支援していくものです。

2 あっせん対象

中山間地域において、地域活性化への取組に対し意欲的であり、地域興しマイスターの受入体制が整っている地域活性化グループ、市町村等(以下「地域活性化グループ等」という。)です。

3 派遣分野(派遣の対象となる分野は主に次のようなものです。)

支 援 分 野	高付加価値農業	農業経営
		農産物加工
		販売・マーケティング
	地域資源保全管理	地域デザイン・景観づくり
		自然・野外活動
		地域文化
	都市農村交流	地域ネットワーク
		グリーン・ツーリズム
		情報受発信
	高齢者・地域福祉対策	
女性活動		

4 あっせん方法

地域活性化グループ等の申込書に基づき、地域が主体的に行う地域興し及びその計画づくり等のための検討会、研究会、学習会及び研修会等へ地域興しマイスターをあっせんし、地域の中核的リーダーと連携をとりながら助言・指導活動を行います。

5 派遣にかかる費用

地域興しマイスターのあっせんに係る費用(謝金・旅費)については、地域活性化グループ等で負担していただきます。

ただし、毎年一定の件数の範囲内ですが、無償であっせんすることができます。

6 申し込みの手続き等

(1)地域興しマイスターのあっせん申し込み

○様式:福岡県地域興しマイスターあっせん申込書(様式第1号)

○申し込み先:中山間地域活性化協議会

(2)地域興しマイスターのあっせん通知

○様式:福岡県地域興しマイスターのあっせん通知書(様式第2号)

○通知方法:地域興しマイスターとの調整を図った上で、中山間地域活性化協議会から通知します。

○日程等:派遣日程等の詳細については、あっせん通知後、地域活性化グループ等が地域興しマイスターと直接連絡してください。

(3)あっせん終了後の実績報告

○様式:福岡県地域興しマイスターあっせん結果報告書(様式第3号)

○提出先:中山間地域活性化協議会

○期限:あっせん終了後15日以内とします。

6 問い合わせ先

中山間地域活性化協議会 ☎092-631-0270